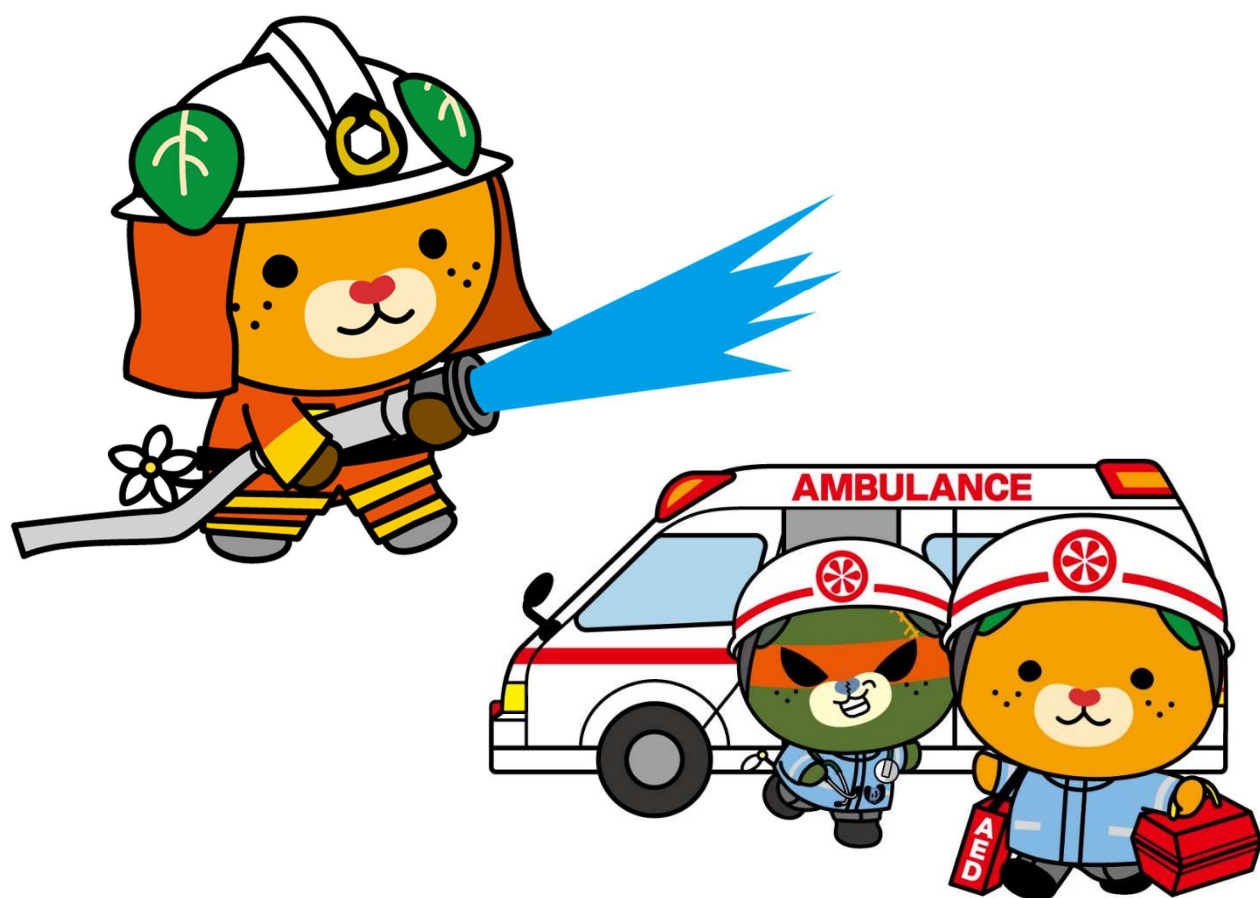


愛媛県消防広域化推進計画



令和3年5月改定

愛媛県

目次

第1章 自主的な市町の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	1
第1 市町の消防の広域化の必要性	1
第2 消防の広域化の推進に関する国の動向	2
第3 計画の位置付け及び広域化の推進姿勢	3
1 計画の位置付け	3
2 広域化の推進姿勢	3
第4 本県における広域化及び連携・協力の取組状況	3
第5 今後の広域化、連携・協力の推進の考え方	4
第2章 市町の消防の現況及び将来の見通し	6
第1 市町の消防の現況	6
1 これまでの消防広域化	6
2 消防本部の現状	7
(1) 管轄区域の状況	7
(2) 職員の状況	8
(3) 消防用車両数の状況	9
(4) 消防本部の運営方式	9
3 消防需要の動向	9
(1) 火災発生件数	9
(2) 防火対象物の推移	11
(3) 救急出場件数	11
(4) 危険物施設の推移	12
4 消防の決算状況等	12
第2 消防を取り巻く環境の変化と将来見通し	13
1 災害や事故の多様化及び大規模化等	13
2 人口減少、高齢化時代への突入	13
3 市町の財政	16
第3章 自主的な市町の消防の広域化の対象となる市町の組合せ	18
第1 本計画における広域化対象市町	18
第2 広域化対象市町の組合せ	18
1 組み合わせ検討パターン	18
2 広域化の効果等の検討	19
3 検討結果	20
第4章 消防の連携・協力に関する事項	21
第1 連携・協力についての基本的な考え方	21

第2章	消防の連携・協力の必要性等	21
第3章	消防の連携・協力の推進方策	21
1	市町の役割	21
2	県の役割	21
第4章	消防の連携・協力の留意事項及び具体例	22
1	連携・協力にあたっての留意事項	22
2	連携・協力の具体例	22
第5章	自主的な市町の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項	23
第1	広域化を推進するための協議機関の設置等	23
第2	広域化を推進するための県の体制の整備等	23
1	「愛媛県消防広域化推進本部」の設置	23
2	住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等	23
3	市町への県の援助等	23
4	関係市町間の協議の積極的な推奨、調整等	24
第6章	広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	25
第1	広域化後の消防の体制の整備	25
第2	構成市町等の関係	25
第3	広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策	25
第4	広域化後の消防の体制の円滑な運営等	26
第7章	市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	27
第1	消防団との連携の確保	27
第2	市町防災担当部局との連携の確保	27

愛媛県消防広域化推進計画

第1章 自主的な市町の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

第1 市町の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、複雑化、過疎化、少子高齢化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、将来に向けて住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うしなければならない。

しかし、一般的に小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘され、消防体制としては必ずしも十分でない場合がある。

本県においては、これまでも自主的に消防広域化が推進されてきたところであるが、現在県下14消防本部のうち、管轄人口が30万人を超えている消防本部は1つ、消防職員数が200人を超える消防本部は2つのみであり、管轄人口10万人未満の小規模な消防本部が約7割を占めるなど、全国の状況と同様の課題を抱えている。

また、県内の総人口は昭和60年をピークに減少局面に入っており、今後少子化の進行により将来人口が減少する一方で、高齢者人口は増加していくと予想されている。このことは、高齢者の増加に伴う急病による救急出場の機会が当面は増加することが予測され、消防力の整備指針の基準となる消防本部の管轄人口の減少とともに、将来的に大きな影響があるものと考えられる。

このような状況から、これらを克服し、将来に向けて本県の消防力の維持強化を目指すためには、市町の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、住民サービスの向上や人員配備の効率化と充実、さらには消防体制の基盤の強化を図ることが期待される。

(消防庁が示した広域化のメリット)

- | |
|---|
| <p>1 住民サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none">① 初動の消防力、増援体制の充実<ul style="list-style-type: none">○初動出動台数が充実○統一的な指揮のもと、応援体制も強化、大規模災害、特殊災害へも対処可能② 現場到着時間の短縮<ul style="list-style-type: none">○管轄区域全体を見渡した署所の適切配置が可能 |
|---|

- 指令の一本化により、直近の車両が現場直行が可能
- 2 人員配備の効率化と充実
 - ① 現場要員の増強
 - 本部機能の統合や指令の共同運用による効率化で、隊員の現場への手厚い配置が可能になり、消防力が強化
 - ② 予防業務・救急業務の高度化・専門化
 - 専門性が強化し、災害対応力が向上
- 3 消防体制の基盤の強化
 - ① 高度な消防設備、施設等の整備
 - 車両や資機材の共有や共同整備により、効率的な運用・整備が可能になり、高度な車両や資機材の整備が可能
 - ② 適切な人事ローテーションによる組織の活性化
 - 組織が大きくなることで勤務先が増え、人員も確保しやすくなることから、組織も活性化し、研修等による人材育成も可能

第2 消防の広域化の推進に関する国の動向

平成18年6月に一部改正された消防組織法では、市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めた。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

同法第33条第1項においては『都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下、「推進計画」という。）を定めるものとする。』と規定され、同年7月に消防庁から出された、「市町村の消防の広域化に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）」の中では、都道府県における推進計画を策定後、5年以内（平成24年度まで）を目途に広域化を実現することなど、消防の広域化に係るスケジュールが示されたが、平成25年4月に基本指針を一部改正し、さらに5年後の平成30年4月1日まで期限が延長された。

こうした中、平成29年4月に消防庁から「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針（以下「連携・協力指針」という。）」が示され、広

域化の実現になお時間を要する地域においては、消防事務の一部について柔軟に連携・協力することとされるとともに、平成30年4月には、市町村の広域化を推進する期限が令和6年4月1日まで再度延長された。

第3 計画の位置付け及び広域化の推進姿勢

1 計画の位置付け

本計画は、本県における推進計画として、消防組織法及び基本指針に基づき、消防の広域化を推進する必要があると認める市町（以下、「広域化対象市町」という。）について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的として、策定するものであり、本計画に基づいて、広域化対象市町の自主的な取組みにより、消防の広域化が実現することを期待するものである。

2 広域化の推進姿勢

本計画における市町の消防の広域化とは、消防組織法及び基本指針に規定されているとおり、2以上の市町が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理すること又は市町が他の市町に消防事務を委託することにより、消防の体制の整備及び確立を図るものであるため、広域化によって各市町の消防の対応力が低下するようなことがあってはならないと考えている。

また、本県において消防の広域化を推進していくに当たっては、平成29年4月1日付け消防消第59号消防長官通知に基づく「消防の連携・協力」の推進状況を踏まえるとともに、市町、住民、消防関係者の意見を十分に聞きながら、理解を得る努力をしていく。

第4 本県における広域化及び連携・協力の取組状況

本県では、平成20年9月に県内すべての市町を広域化対象市町として、県下全域を一つに統合した消防本部体制を目指す「愛媛県消防広域化推進計画」を策定し、検討を進めてきたところである。

消防の広域化にあたっては、当初、平成24年度までの実現を目指し、具体的な議論を行う過程において、全市町の合意が必要となる「県下1ブロック案」とともに、「県下3ブロック案」も視野に入れて、実現性を考慮しながら選択していくことが必要とされ、地域のつながりが深く組織の調整が比較的容易とされる「県下5ブロック案」も本計画に併記された。

平成20年11月には、愛媛県消防広域化等検討会が設置され、今後の進め方について協議の結果、将来的な県下1ブロックの広域化も視野に入れな

がら、東・中・南予の3ブロック単位での検討を進めてきたが、各消防本部では将来的な広域化の必要性は認めつつも、広域化への機運の醸成が高まっていないことなどから、早急な広域化は困難な状況になっている。

このような中、消防庁では全国的にも広域化が進展していない状況を踏まえ、平成29年4月に「連携・協力指針」を策定し、広域化へのステップとなる連携・協力の取組みを促進しており、本県においても、中予地区の広域連携による応援隊派遣等や、消防指令センターの共同運用の検討など、一部の消防本部間で具体的な連携・協力への動きが始まっている。

第5 今後の広域化、連携・協力の推進の考え方

本県では引き続き、消防力の維持強化を図っていくため、まずは、広域化へのステップとなる連携・協力の取組みを推進するとともに、そうした連携・協力をベースに基本指針を踏まえ、将来に向けた消防の広域化を目指していく。

○消防の広域化に係るこれまでの経緯等

平成 18 年 6 月 消防組織法の一部を改正する法律 公布・施行
「市町村の消防の広域化」を法律で位置付け

平成 18 年 7 月 市町村の消防の広域化に関する基本指針〔広域化推進期限：平成 25 年 3 月 31 日〕

平成 18 年 11 月 県消防広域化等検討協議会設置【第 1 回会議】
〈検討部会を 6 回開催〉

平成 20 年 9 月 県消防広域化等検討協議会【第 2 回会議】

同月 **県消防広域化推進計画策定**〔県 1 統合、3 又は 5 ブロック案併記〕

平成 20 年 11 月 県消防広域化検討会及び同推進本部設置
〈検討会（同総務部会を含む）を 9 回開催〉

平成 22 年 2 月 **県消防広域化検討会**

〔今後の進め方協議、3 ブロックでの広域化を検討開始〕

平成 22 年 7 月～25 年 5 月 **東・中・南予ブロック別に協議・検討**

- ・各消防本部では将来的な広域化の必要性は認めつつも、広域化への機運の醸成が高まらず
- ・全国的にも広域化進展せず

平成 25 年 4 月 広域化推進期限の延長〔平成 30 年 4 月 1 日〕

平成 29 年 4 月 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針

平成 30 年 4 月 広域化推進期限の再延長〔令和 6 年 4 月 1 日〕

※都道府県の広域化推進計画の改定要請

※県内一部消防本部で連携・協力に向けた動きが始まる

- ・中予地区の広域連携による応援隊派遣等
- ・消防指令センターの共同運用の検討

令和 3 年 5 月 県消防広域化推進計画改定〔連携・協力の取組みを追加〕

第2章 市町の消防の現況及び将来の見通し

第1 市町の消防の現況

1 これまでの消防広域化

(昭和期)

県内の消防は、昭和23年3月7日の消防組織法施行とともに、松山市消防本部（現松山市消防局）が設置され、同年11月に宇和島市消防本部、昭和24年に新居浜市消防本部及び今治市消防本部、昭和27年に西条市消防本部、昭和36年に川之江市消防本部、昭和37年に伊予三島市消防本部、昭和44年に北条市消防本部が発足して、単独消防8市が誕生した。

次いで、消防の常備化の必要性や広域行政の推進などにより、市と周辺の町村、また、同じ郡内の町村が共同で消防業務を行うため「一部事務組合」が組織され、昭和48年に周桑事務組合・伊予消防等事務組合・宇摩地区広域市町村圏組合にそれぞれ消防本部が設置された。

その後も随時、消防の常備化が図られ、昭和59年には八幡浜地区施設事務組合消防本部の設置をもって、16消防本部（単独設置4、組合設置12）となった。

(平成期)

平成6年には、消防庁が小規模消防の広域再編を計画的かつ円滑に進めるため消防広域化基本計画の策定指針が示され、本県においても平成9年12月に愛媛県消防広域化基本計画を策定した。それによると、広域再編の組合せ案として、3案（「3ブロック案」、「6ブロック案」、「12ブロック案」）を参考として示したが、広域再編の具体的な動きはなかった。

平成13年頃から市町村合併の検討がなされ、本県においては積極的に合併が推進された結果、平成14年度末に70あった市町村が平成17年8月には、20市町に再編され、これに伴って、常備消防も再編がなされ、10の単独消防本部（7市3町）と、4つの組合消防本部という、現在の体制となった。この際、越智郡・今治地域においては、越智郡島部消防事務組合から脱退した上島町が、新たに上島町消防本部を発足させて単独消防となり、今治地区事務組合消防本部と越智郡島部消防事務組合が合併し今治市消防本部に再編されている。

また、県内で唯一消防の常備化がなされていなかった中島町が平

成17年1月に松山市と合併したことにより、県内の常備化率が100%となった。

2 消防本部の現状

(1) 管轄区域の状況

ア 管轄人口

県下14消防本部のうち、管轄人口が30万人を超える規模の消防本部が1つ、10万人以上～30万人未満の規模の消防本部が3つ、そして10万人未満のいわゆる小規模消防本部が約7割の10となっている。

なお、全国の状況は、平成30年4月1日現在で728の消防本部があり、そのうちの約6割が管轄人口10万人未満の小規模消防本部であり、また、全国の消防本部の管轄人口の平均は約18万人となっていることから、本県は小規模消防本部の比率が高い状況にある。

イ 管轄面積

管轄面積は、最大が宇和島地区広域事務組合消防本部の808.5 k m²、最小は、島嶼部にある上島町消防本部の30.4 k m²で、平均は約408 k m²である。

なお、全国の管轄面積の平均は約509 k m²で、最も管轄面積の広いとかち広域消防局は約10,828 k m²（管轄人口340,433人）であり、また、奈良県広域消防組合消防本部は、地域の91%（3,361 k m², 876,279人）を管轄している。

（消防本部データ）

消防本部名	面積	人口	職員数	消防署所数
四国中央市消防本部	421.2	89,470	134	1
新居浜市消防本部	234.5	121,637	130	2
西条市消防本部	510.0	111,194	143	2
今治市消防本部	419.1	163,481	215	3
上島町消防本部	30.4	7,220	25	1
松山市消防局	429.4	515,882	461	4
東温市消防本部	211.3	33,587	49	1
伊予消防等事務組合消防本部	316.4	90,354	157	3
久万高原町消防本部	583.7	8,774	44	1
大洲地区広域消防事務組合消防本部	731.7	62,032	110	2
八幡浜地区施設事務組合消防本部	267.7	52,314	105	1
西予市消防本部	514.8	39,767	64	1
宇和島地区広域事務組合消防本部	808.5	93,770	137	2
愛南町消防本部	239.0	22,570	47	1
合 計	5,717.7	1,412,052	1,820	25

（平成30年度調査）

ウ 地域の特徴

(東予地域)

東予地域は、海岸沿いに石油コンビナートの大規模な危険物施設とともに、製紙、機械、鉄鋼、造船、食品などの工場も数多く立地している。また、瀬戸内海にある多くの島々がしまなみ海道として結ばれたが、7島（有人）からなる上島町は隣地の今治市と橋で結ばれておらず、救急患者の約9割は、広島県尾道市に搬送しているほか、四国中央市においても、地理的状況、経済的な結び付き、住民の生活圏等から、県境を越えた消防の連携がなされている。

(中予地域)

中予地域は、県の人口の約3分の1が集中する県都松山市を有し、高層マンションや大型ショッピング施設など人の集まる施設が多く、都市型災害への備えが必要である。また、久万高原町は、深い山里に集落が点在し、消防救急ともに現場到着時間や搬送時間の短縮が課題となっている。

(南予地域)

南予地域は、複雑で長い海岸線や、四国山地の一部を形成する広い中山間地を有しており、地域の消防力の維持が課題である。また、佐田岬半島には、四国唯一の原子力発電所が立地しており、原子力災害への備えが必要である。

(2) 職員の状況

ア 職員数の状況

消防職員数の状況（平成30年度調査）は、100人以上の職員を有している消防本部は9消防本部あり、そのうち、松山市消防局（461人）、今治市消防本部（215人）が、200人を超えている。職員数が50人未満の消防本部は、4消防本部あり、そのうち、最も職員数の少ない消防本部は、上島町消防本部（25人）となっている。県内14消防本部の平均の職員数は130人で、全国平均201人（東京消防庁を除く）と比較して、職員数でも本県は小規模な消防本部が多いと言える。

また令和元年度実態調査に基づく「消防力の整備指針」の基準数との比較では、その職員の充足率の平均は約74%、消防本部別では、54%の消防本部から90%の消防本部までである。

イ 人事管理の状況

(年齢構成)

県内消防本部の年齢別職員構成（令和2年度版消防年報）は60歳以上が1%、50歳代が19%、40歳代が30%、30歳代が24%、20歳代が24%、20歳未満が2%と40歳代が一番多くなっているが、県全体で見ると均衡がとれている状況にあると言える。

なお、各消防本部間で年齢構成に大きな相違は見られない。

(課題)

小規模の消防本部や職員充足率の低い消防本部では、各種業務を兼務している職員の割合が高くなっている傾向のほか、若い職員の育成に課題があること、重複する災害時の対応に苦慮していることや、救急隊員、救助隊員及び予防要員などの業務が高度化、専門化していることから職員の専門化傾向が進み固定化がみられるほか、職員の技術、知識の取得にかかる負担が大きくなっている。

(3) 消防用車両数の状況

消防活動に必要とされる消防ポンプ自動車、救急自動車などの車両の配置状況（平成30年度調査）については、消防ポンプ自動車（消防団分含む）318台（指針算定充足率：105%）、はしご自動車18台（同：89%）、化学消防車12台（同：57%）、救急自動車75台（同：97%）、救助工作車20台（同：100%）となっており、高額な車両の維持管理・更新に係る財政負担が大きくなっている。

(4) 消防本部の運営方式

14消防本部のうち、10消防本部が単独市町、4消防本部が一部事務組合として消防業務を行っており、広域連合方式はない。また、新居浜市の旧別子山村については、地形の状況から、四国中央市消防本部が新居浜市消防本部から消防に関する事務（ただし緊急出動のみ）の委託が行われている。

また、20市町のうち、松山市、新居浜市、西条市の3市を除く17市町については、現在又は過去に事務組合方式での消防事務の共同運営を行った経験を有している。

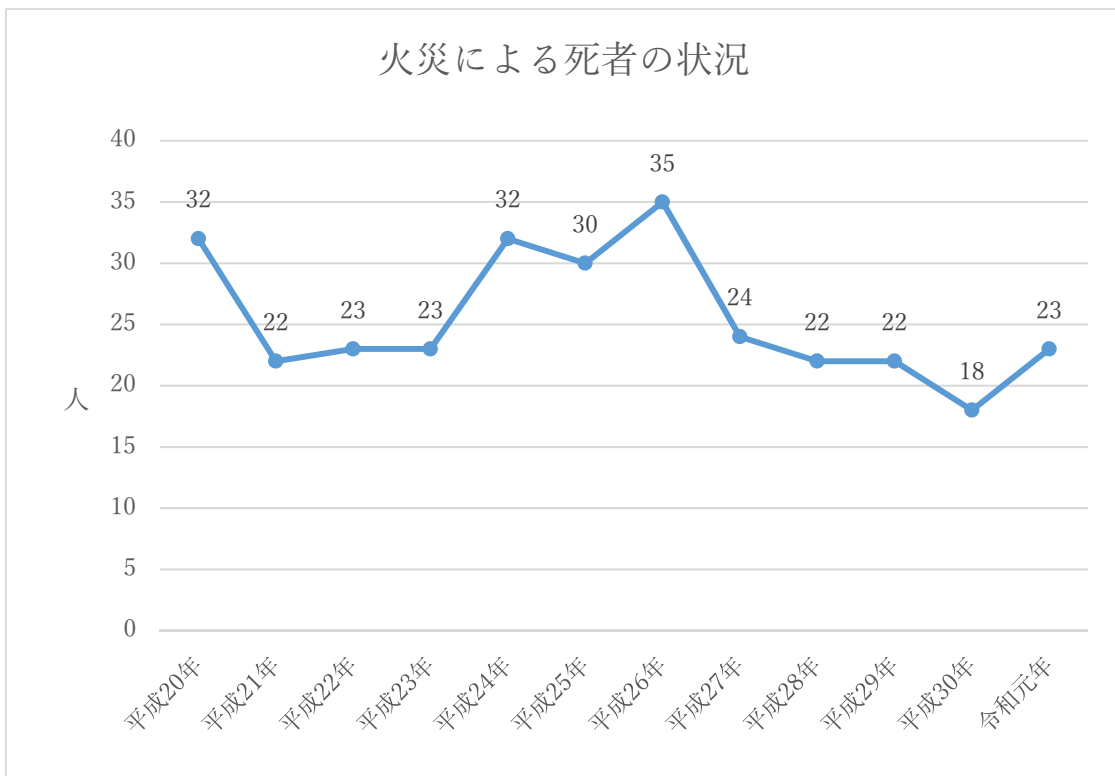
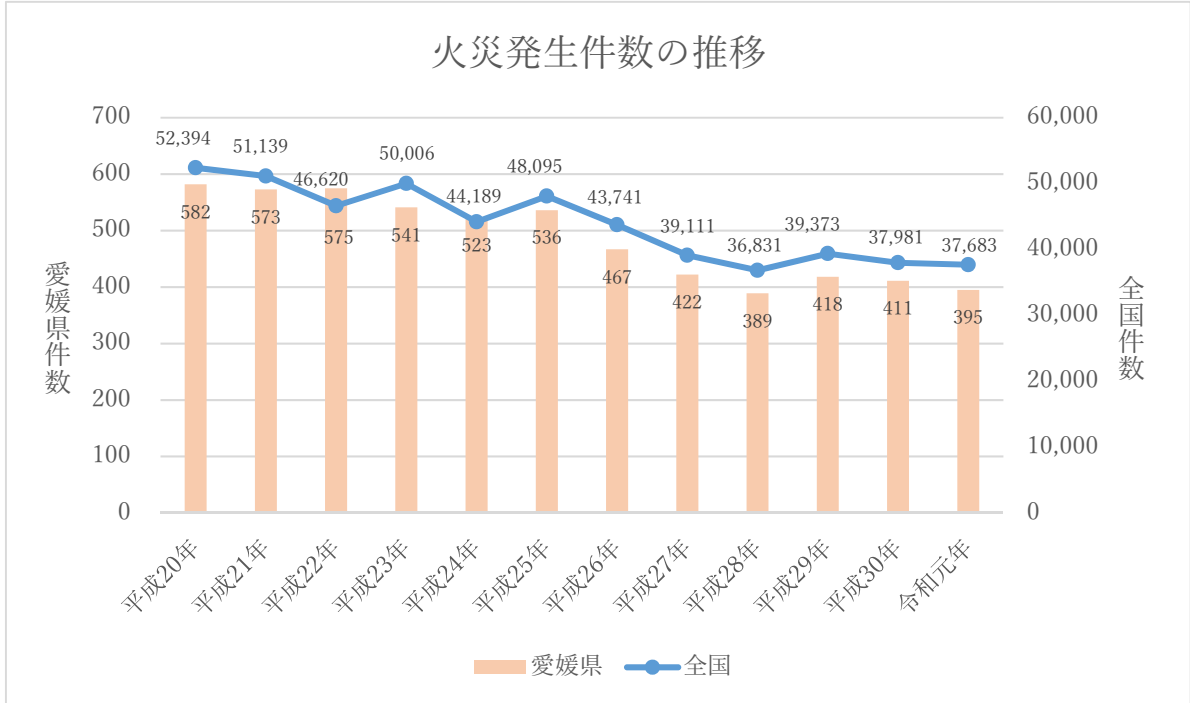
3 消防需要の動向

(1) 火災発生件数

平成20年以降、火災発生件数は年によって増減しているものの、全国の状況と同様に全体としては減少傾向にあったが、最近の5年

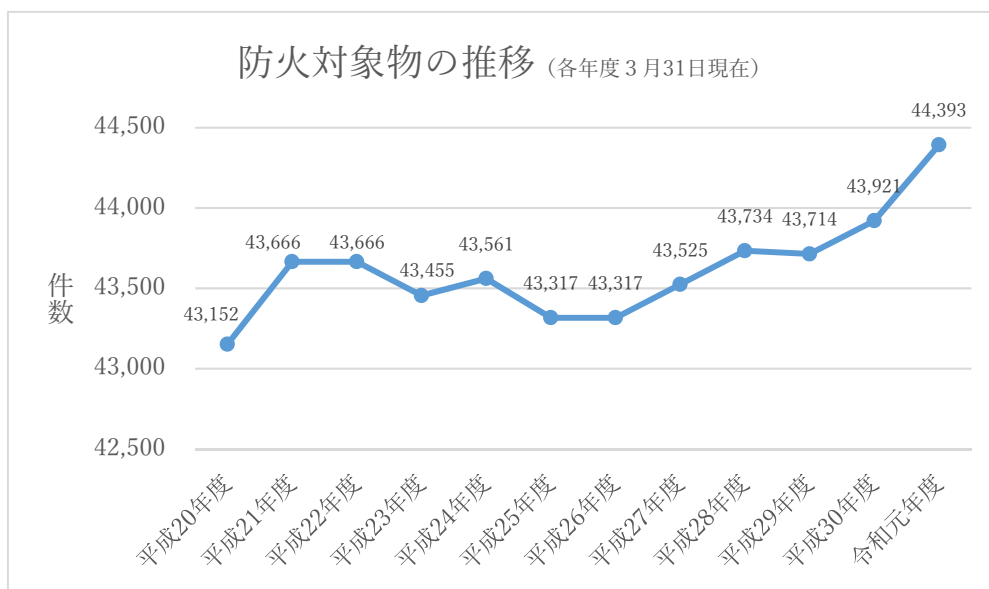
間はほぼ400件前後発生している。

また、死者数は平成20年、24年、26年は30人を超えていたが、最近の5年間は20人前後となっている。



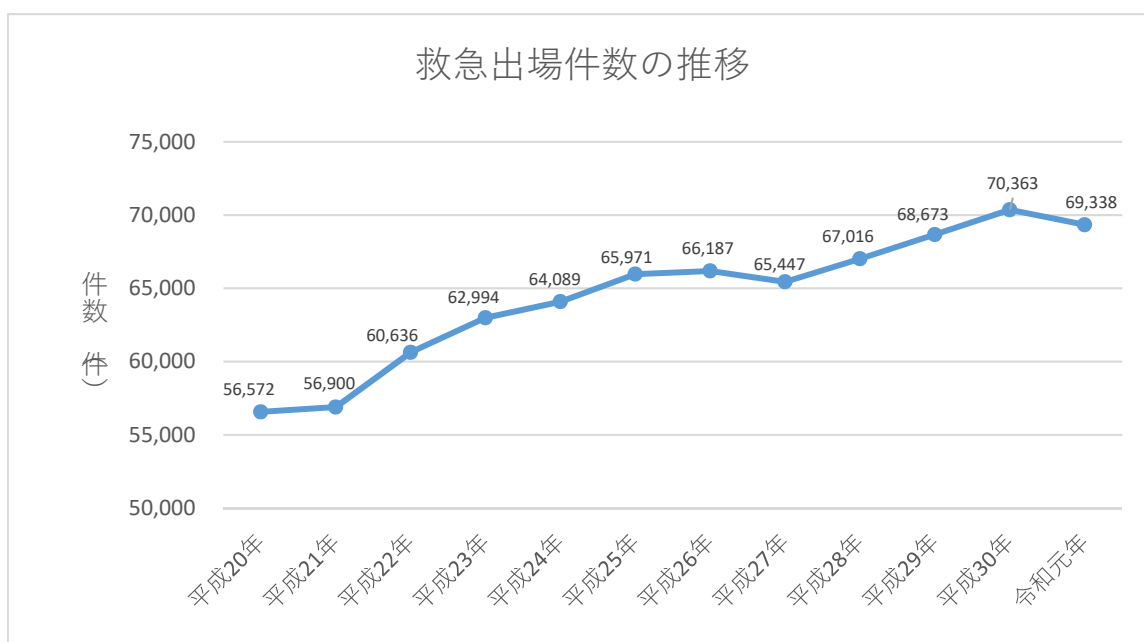
(2) 防火対象物の推移

防火対象物は、平成20年度末の43,152施設に対して、東予地区で事務所等や倉庫、松山市で共同住宅等などが増加したことにより、令和元年度末が44,393施設となっており、1,241施設、2.9%増加している。



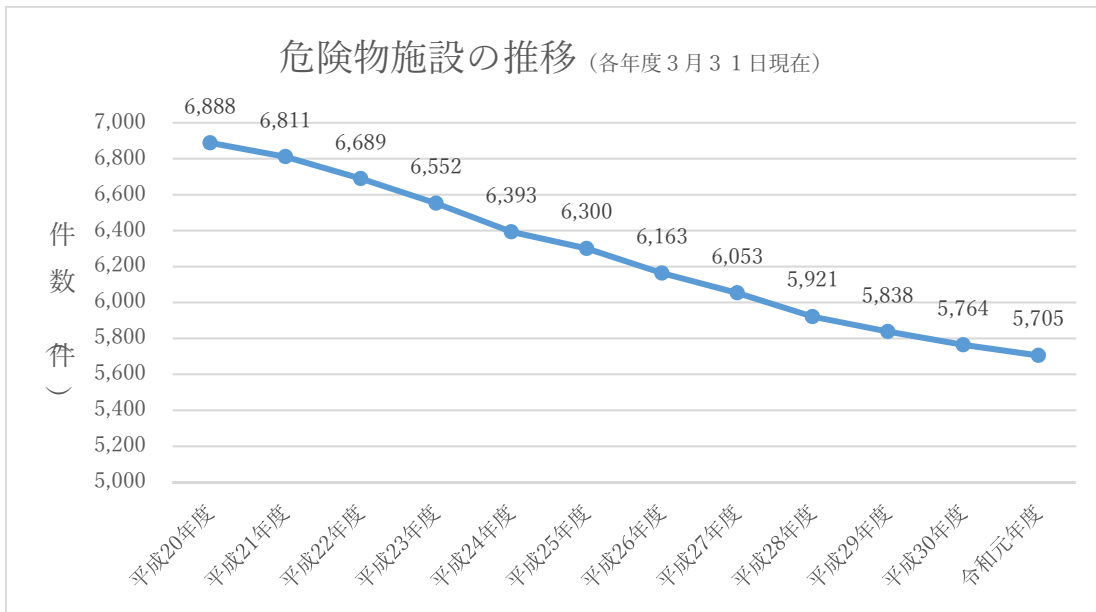
(3) 救急出場件数

救急自動車の出場件数は、ほぼ一貫して増加しており、平成20年の56,572件に対して令和元年が69,338件となっており、12,766件、約22.6%と大幅に増加している。



(4) 危険物施設の推移

全国的に石油製品需要の減少を背景として、過疎化やそれに伴う人手不足等により、ガソリンスタンドの数が年々減少しており、本県でも、貯蔵所（地下タンクや屋外タンク）や取扱所（給油）等の危険物施設数は、平成20年度末の6,888施設に対して令和元年度末が5,705施設となっており、1,183施設、約17.2%と大幅に減少している。



4 消防の決算状況等

県内市町の消防に係る令和元年度歳出決算額は285億円、そのうち常備消防に係る経費が253億円となっており、平成24年度に比べ14億円増加している。主な要因として、人件費が徐々に増加しており常備消防に占める割合が大きくなってきているほか、令和元年度に一部の消防本部で庁舎が新築されたことから平成30年度に比べ28億円増加している。

また、平成26年度から27年度にかけ減少した主な要因として、平成26年度までに消防救急デジタル無線の整備が終了したことから、普通建設事業費が平成27年度にかけ約45億円減少したことなどによるものである。

愛媛県市町消防費性質別歳出決算額

(百万円)

年度	消防費 合計	消防団	常備消防						
			常備合 計	人件費	物件費	維持補 修費	補助費 等	普通建設 事業費	その他
平成24年度	27,150	2,612	24,538	13,083	1,357	57	5,660	4,180	201
平成25年度	28,975	2,657	26,318	13,008	1,382	55	5,534	6,038	301
平成26年度	29,932	2,957	26,974	13,521	1,474	85	5,493	6,299	102
平成27年度	24,816	2,937	21,879	13,370	1,524	32	5,179	1,772	2
平成28年度	26,090	3,256	22,835	13,692	1,692	59	5,188	2,198	5
平成29年度	25,732	3,278	22,454	13,653	1,682	49	5,244	1,723	104
平成30年度	25,306	2,978	22,329	13,794	1,599	104	5,262	1,563	6
令和元年度	28,514	3,171	25,343	13,723	1,655	102	5,396	4,359	108

(消防庁：消防年報)

第2 消防を取り巻く環境の変化と将来見通し

1 災害や事故の多様化及び大規模化等

近年、全国各地で、震度6弱を観測した平成30年大阪府北部を震源とする地震、震度7を観測した平成28年熊本地震及び平成30年北海道胆振東部地震などの大規模地震災害が発生するとともに、平成30年7月西日本豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、令和元年東日本台風（第19号）及び令和2年7月豪雨などによる災害、新潟県糸魚川市における市街地大規模火災、埼玉県三芳町における大規模物流倉庫火災及び京都市における爆発火災など、全国各地で大規模な災害や火災等が発生している。

県内においても、西日本豪雨では、梅雨前線の停滞や線状降水帯の発生により、南予地域を中心に県下各地で甚大な被害が発生した。また、近い将来には、南海トラフ大地震の発生が懸念されており、これらの災害は、一度に多数の部隊や資機材の投入、さらには高度な資機材も必要となるため、単一の消防本部のみで対応することは困難な状況である。

2 人口減少、高齢化時代への突入

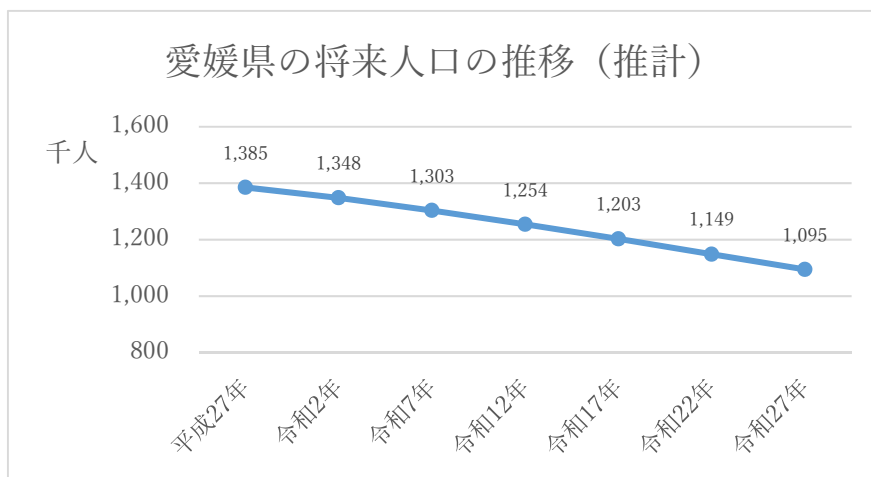
日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じており、今後の長期的展望においても、少子高齢化の進行により将来人口は更に減少すると予想されている。

(愛媛県)

愛媛県の総人口は、昭和60年（1985年）にすでにピークを迎え、約153万人を最高に年々減少している。その後、平成12年（2000年）は、約149万3千人、平成22年（2010年）は約143万1千人、平成27年（2015年）は約138万5千人、令和2年（2020年）は約133万7千人となっており、この20年間で実に約15万6千人、約10.4%減少した。将来において

も、社会保障・人口問題研究所の推計における本県の25年後（令和27年）の総人口予測は、約101万3千人で32万4千人、24.2%の減少となっている。

また、本県の高齢者（65歳以上）の人口は、令和2年442,170人であり、県人口に占める割合（以下、「高齢化率」という）は、32.4%であるが、推計によると令和27年では、高齢者人口420,146人、高齢化率41.5%となっている。



（消防本部管轄地区別の人口）

人口について、消防本部管轄地区別に平成27年から令和27年までの推計の減少率を見てみると、県下の消防本部はすべて減少しており、そのうち20%までの減少に留まっているものが2消防本部、20%～29%が4消防本部、30%～39%が1消防本部、40%以上減少するものが7消防本部となっている。

また、各消防本部管轄地区別の高齢化率については、令和27年の推計では、すべて30%を超えると予想されており、50～59%が4消防本部、60%超が1消防本部となっている。

(消防本部管轄地区別人口の推計)

消防本部名	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	対平成27年 増減率
四国中央市消防本部	87,413	84,229	80,618	76,697	72,635	68,318	63,899	△26.9%
新居浜市消防本部	119,903	117,372	114,167	110,529	106,618	102,501	98,473	△17.9%
西条市消防本部	108,174	104,056	99,400	94,485	89,367	83,913	78,307	△27.6%
今治市消防本部	158,114	149,228	139,678	129,722	119,638	109,772	100,525	△36.4%
上島町消防本部	7,135	6,361	5,709	5,124	4,540	3,997	3,547	△50.3%
松山市消防局	514,865	509,396	500,149	488,588	474,645	457,842	439,316	△14.7%
東温市消防本部	34,613	33,835	32,866	31,714	30,506	29,153	27,689	△20.0%
伊予消防等事務組合消防本部	88,130	85,139	81,635	77,859	73,845	69,571	65,219	△26.0%
久万高原町消防本部	8,447	7,306	6,237	5,305	4,517	3,820	3,176	△62.4%
大洲地区広域消防事務組合消防本部	60,828	56,381	51,894	47,576	43,280	38,963	34,750	△42.9%
八幡浜地区施設事務組合消防本部	44,577	40,034	35,656	31,518	27,648	23,999	20,618	△53.7%
西予市消防本部	38,919	35,754	32,561	29,497	26,610	23,770	21,080	△45.8%
宇和島地区広域事務組合消防本部	92,242	84,054	76,040	68,322	60,857	53,540	46,746	△49.3%
愛南町消防本部	21,902	19,657	17,518	15,452	13,407	11,451	9,650	△55.9%
合計	1,385,262	1,332,802	1,274,128	1,212,388	1,148,113	1,080,610	1,012,995	△23.9%

(国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口から計算：西予市三瓶町は西予市消防本部に算入)

(消防本部管轄地区別人口高齢化率予測)

消防本部名	平成27年	令和27年
四国中央市消防本部	30.2%	40.7%
新居浜市消防本部	30.8%	36.2%
西条市消防本部	30.7%	42.8%
今治市消防本部	33.5%	43.2%
上島町消防本部	42.5%	41.5%
松山市消防局	26.0%	38.9%
東温市消防本部	27.8%	39.1%
伊予消防等事務組合消防本部	30.3%	41.6%
久万高原町消防本部	47.4%	65.0%
大洲地区広域消防事務組合消防本部	35.0%	49.7%
八幡浜地区施設事務組合消防本部	38.7%	54.9%
西予市消防本部	40.8%	50.2%
宇和島地区広域事務組合消防本部	37.3%	52.2%
愛南町消防本部	39.9%	59.4%
合計	30.6%	41.5%

(国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口から計算)

(消防団)

消防団員数は、全国の傾向と同様に減少傾向にあり、また、団員の平均年齢の高年齢化、サラリーマン化（昼間における地域内の団員が減少）が進んでおり、地域の消防に対する常備消防への期待と負担は更に高まるものと予想される。

消防団員数の推移（各年4月1日現在） (人)

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
20,987	20,932	20,909	20,852	20,681	20,620	20,543	20,451
平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年			
20,368	20,283	20,056	19,906	19,613			

団員の平均年齢の推移（各年4月1日現在） (歳)

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
40.3	40.6	40.9	41.2	41.4	41.6	42.1	42.2
平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年			
42.8	43.1	43.5	43.9	44.2			

3 市町の財政

(財政規模)

県内市町の普通会計（地方公共団体における地方公営企業会計以外の会計）決算額は、近年増加傾向が続いており、令和元年度には歳入が約6,872億円、歳出が約6,566億円と、過去最大の規模となった。

これまでのピークは平成11年度（歳入：約6,804億円、歳出：6,512億円）で、その後は振れを伴いつつも減少傾向にあったが、平成19年度から平成20年度を境に（扶助費等の増加を背景に）再び増加傾向に転じた。

決算規模の推移 (億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入額	6,348	6,314	6,477	6,596	6,609	6,621	6,682	6,872
歳出額	6,094	6,059	6,206	6,296	6,353	6,365	6,366	6,566

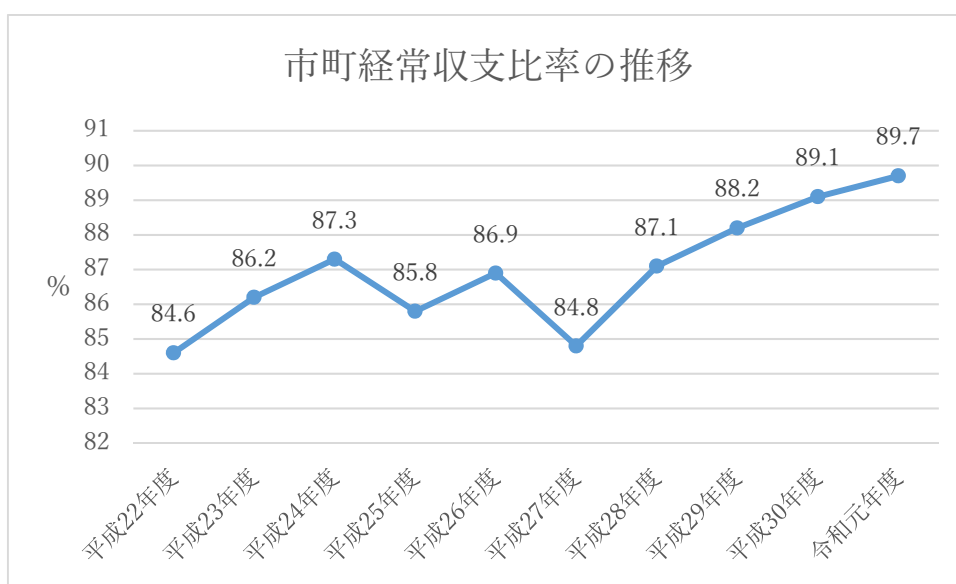
(財政の弾力性)

経常収支比率（財政構造の弾力性を示す指標）は、扶助費のウェイトが増加傾向にあることなどから、令和元年度には89.7%にまで上昇した。同比率は4期連続の上昇で、一段と財政構造の硬直化が進んでいる

ことが伺える。

なお、実質公債費比率（公債費に対する財政負担の度合いを示す指標、3期平均）は、7.4%（前年度比横ばい）で、地方債の発行に許可が必要な18%以上の団体はなかった。

県内市町は、財政の健全化を図るため、総じて歳入確保・歳出削減に取り組んでいるものの、少子高齢化や公共施設の老朽化に伴う更新投資の増大等により、厳しい財政運営が続いている。



地方債許可団体（18%以上）の推移

年度	平成21年度	平成22年度	平成23～令和元年度
市	2	1	0
町	2	0	0
計	4	1	0

第3章 自主的な市町の消防の広域化の対象となる市町の組合せ

第1 本計画における広域化対象市町

消防は今後とも、住民の生命・身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかし、これまでに見たように、今後の本県の総人口はすでに昭和60年を境に減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くとともに、令和27年には高齢化率が41%となり、限界集落も増加することが予想され、地域の防災力の低下への懸念は強い。

また、市町においては、高齢者福祉・医療関係の扶助費や職員の人件費等の義務的経費の割合がますます増加していくことが予想され、今後の財政見通しは、より厳しくなってくるものと考えられる。

これらのことから、将来においても、県民の安全・安心を確保するためには、県内の全ての市町が、消防の広域化による行財政上の様々なスケールメリットをバランスよく享受し、又、補完しあって、将来の消防力の強化、住民サービスの向上、組織管理、財政運営の基盤強化につなげていく必要があると考えることから、広域化対象市町は、県内のすべての市町とし、県全体で消防体制の充実強化を目指すこととする。

第2 広域化対象市町の組合せ

広域化の組合せ案は、地理的、経済的、生活圈などの条件や救急医療圏などから、1ブロック案及び3ブロック案の2案とする。

この2案について、今回の消防の広域化の基本である、現在の消防職員、消防署所は削減しないという原則を踏まえて、消防本部の統合により、本部から現場への再配置可能要員を探るとともに、財政基盤の強化、初動体制の強化を図ることを目指して、将来の人口動向、現場の意見など踏まえて、比較検討した結果は次のとおりである。

1 組み合わせ検討パターン

1ブロック	3ブロック	構成市町
全県	東予	四国中央市、新居浜市、西条市、今治市 上島町
	中予	松山市、伊予市、東温市、砥部町、松前町 久万高原町
	南予	大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町 宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町

※愛媛県消防広域化推進計画(平成20年9月策定)後、広域化について検討してきた県消防広域化検討会において、将来的な1ブロックでの広域化を視野に入れながら、東・中・南予3ブロックでの検討を進めることが決定したため、本計画から5ブロック案を削除



2 広域化の効果等の検討 【組合せパターンの比較】

ブロック案	長 所	短 所
1ブロック	<ul style="list-style-type: none"> 職員数、財政基盤が最大となり、業務の効率化により、職員の再配置などスケールメリットが大きい。 指令センターの整備及び維持管理費が長期的には、縮減できる。 広域的な指令により、消防・救急において現地到着時間短縮や応援など初動体制の充実が図られる。 大災害時において統一された部隊運用が可能となる。 専門家の育成、弾力的な人事運用が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部と消防団、市町防災部局との関係が希薄になる恐れが大きい。 組織体制や人事管理などの検討課題が複数ブロック案より、多岐にわたる。 消防本部を新設しなければならない可能性が高く、初期投資が大きくなる。
3ブロック	<ul style="list-style-type: none"> 東予地区と中予地区は管轄人口30万人以上が達成される。 職員数、財政的に充実し、職員の再配置等スケールメリットを享受できる。 生活圏、経済圏が近接し、人事配置の調整等が1ブロック案より比較的容易。 指令センターの集中により、整備、維持管理費の縮減可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 南予地区は管轄人口30万人以上が達成されない。 県内に3ブロックの境界が存在し、県下の一元的な部隊運用が出来ない。 消防本部と消防団、市町防災部局との関係が希薄になる恐れがある。 南予地域は、消防署所間の距離が長く、地形的にも到着時間短縮のメリットが少ない。

3 検討結果

1ブロック（案）

- ・職員数、財政規模が最大となり、理想的な消防本部のあり方の一つであり本部人員や指令台の集約効果により、広域化による行財政のスケールメリットを最大限活用し、全県一体となった初動・応援体制や計画的な施設整備による消防力の充実強化が可能となる。
- ・大規模災害時に一元化された指揮命令システムにより効率的な部隊運用が可能である。

3ブロック（案）

- ・東予地区と中予地区は管轄人口30万人以上となり、基本指針の基準を達成し、組織及び財政基盤の強化が可能である。
- ・メディカルコントロール協議会の活動を通じ、ブロック内での救急連携体制が確立されている。
- ・行政、経済、地理的に関係が深く、生活圏が近いことから、組織体制づくりや人事の調整等が1ブロック案と比較して容易と思われる。

まとめ

県全体の消防力の維持強化を図るため、将来的には県下全域を一つに統合した消防本部体制を目指す必要がある。

ただし、「県下1ブロック案」による消防の広域化は、全市町の合意が必要であることから、今後、関係市町により具体的な議論を行う過程においては、一定のメリットのある「県下3ブロック案」も視野に入れて、実現性を考慮しながら選択していく必要があるが、まず広域化へ向けたステップとして、各消防本部間の一部事務の連携・協力を促進するため、県が積極的に支援していく必要がある。

なお、市町等の自主的な取組みにより広域化の機運が高まった場合は、組合せ等が具体化した段階で、広域化重点地域として指定する。

（基礎データ）

ブロック案 地域	1ブロック 全県	3ブロック		
		東予	中予	南予
管轄面積 (km ²)	5,717.7	1,615.2	1,540.8	2,561.7
管轄人口	1,412,052	493,002	648,597	270,453
署所数	25	9	9	7
職員数	1,820	646	711	463
火災活動件数	387	146	161	80
救急出動件数	67,016	22,291	31,261	13,464

（平成30年度調査）

第4章 消防の連携・協力に関する事項

第1 連携・協力についての基本的な考え方

本計画に基づき消防の広域化を推進するにあたり、消防力の維持・強化に当たっては、最も有効な手段が消防の広域化とされているが、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、必要となる消防力を確保・充実していく必要があるため、市町及び消防本部は、地域の実情を踏まえ、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を促進するとともに、広域化へ向けた機運醸成へとつなげていく。

第2 消防の連携・協力の必要性等

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であり、消防の連携・協力を図ることで次の効果が期待できる。

- ・ 災害対応能力の向上
- ・ 施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- ・ 人員の効率的な配置、現場要員の増強
- ・ 消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上など

第3 消防の連携・協力の推進方策

消防の連携・協力を推進するため、消防の連携・協力の実施主体となる市町及び県はそれぞれ以下の役割を果たすこととする。

1 市町の役割

市町は、消防の連携・協力については、地域の災害特性や消防需要の見直し、地形的な状況等について把握分析するとともに、主体となって協議を進め、消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を作成するものとする。

連携・協力実施計画には、おおむね以下の事項について定めるものとする。

- ・ 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針
- ・ 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法
- ・ 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

2 県の役割

県は、消防組織法に基づき広域化を推進すべき立場から、市町の消防

の連携・協力の取組の促進に向け、消防庁等と連携し広域化及び連携・協力モデル構築事業や広域化推進アドバイザー制度等の情報提供を行うほか、検討協議会等への参加など積極的に支援を行うものとする。

第4 消防の連携・協力の留意事項及び具体例

1 連携・協力にあたっての留意事項

消防の連携・協力にあたっては、次の事項に留意しながら取り組んでいく

- ・ 消防力を充実強化していくことは喫緊の課題であり、実施することが可能な消防の連携・協力については早期に順次実施していく
- ・ 複雑化・多様化する災害に対応できる高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図る
- ・ 住民の防災意識が低下し、地域防災力の低下につながることはないよう、地域の住民や企業などの自発的な防災活動への参加を継続して推進するなど、地域防災力を向上させるために、常備消防がさらに積極的に取り組んでいく

2 連携・協力の具体例

消防の連携・協力にあたっては、次の（１）～（６）に示す具体例を参考に、関係する市町において地域の自主的かつ積極的な検討を実施していく

- （１）指令の共同運用
- （２）消防用車両の共同整備
- （３）境界付近における消防署所の共同設置
- （４）高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力
- （５）専門的な人材育成の推進
- （６）応援計画の見直し等による消防力の強化

〈参考〉

○本県における連携・協力の取り組み状況

- ・ 中予地区の広域連携による応援隊派遣等
（火災・災害等の消防相互応援活動）
- ・ 消防指令センターの共同運用の検討
（松山圏域、西予市・宇和島地区における消防指令業務の共同運用）

第5章 自主的な市町の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

広域化の実現のためには、財政負担、給与調整、消防職員の身分や異動、出動体制の統一や消防本部の位置など、解決すべき多くの課題があることから、具体的に関係市町間で協議を行っていく中で、一つ一つ解決していかなければならない。

第1 広域化を推進するための協議機関の設置等

消防の広域化を推進するには、広域化対象市町の組合せごとに、法第34条の「広域消防運営計画」（以下「運営計画」という）作成の協議を行う機関を設置する必要がある。

そして、充実した協議を行うためには、協議機関の性格、組織体制及び事務局体制等について、現行の消防本部や構成市町間のバランス等を考慮した事前調整が必要である。

また、協議に当たっては、エリア内の消防広域化のメリット等の具体的検討とともに、他の組合せの有効性など幅の広い協議が行われ、構成市町が共通の認識となることが重要である。

なお、住民や消防職員及び関係機関とのコンセンサスを得ることに配慮する必要がある。

第2 広域化を推進するための県の体制の整備等

愛媛県消防広域化推進計画に基づく、消防広域化の推進のため、県においては次の取り組みを行う。

1 「愛媛県消防広域化推進本部」の設置

広域化の機運が高まれば、市町間の調整、相談体制の充実並びに市町関係者、消防関係者及び住民に対する普及啓発活動等を実施するため、庁内関係部署からなる「愛媛県消防広域化推進本部」を設置する。

2 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

県の広報の活用や消防広域化に関するホームページ開設により、広く県民及び関係者への情報提供や普及啓発活動を行う。

3 市町への県の援助等

消防広域化の実現のためには、県として今後も幅広く関わり、構成市町による「運営計画」の作成の協議等へは、積極的に参画していくとと

もにその他必要な援助を行う。

また、国の支援策の充実、財源の確保については、引き続き国に要請していく。

4 関係市町間の協議の積極的な推奨、調整等

広域化対象市町の全部又は一部から求めがあったときは、法第33条第4項に基づき、市町の求めに応じて必要な調整を行うものとする。

この調整とは、当該広域化対象市町間の広域化に関する事項についての幅広い仲介、連絡調整等を指すものであり、関係市町の合意形成のために積極的に調整を行うものとする。

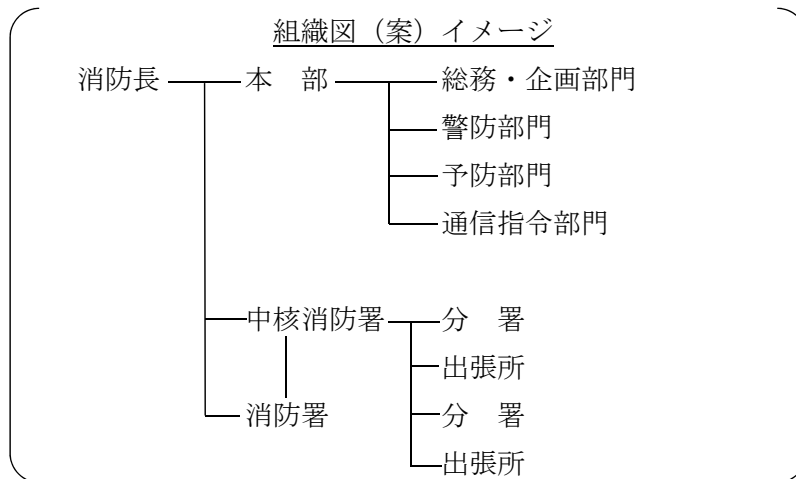
なお、この協議を通じ、よりよい消防の広域化のために、本計画を変更した方がよいと思われる場合には、あらかじめ関係市町の意見を聞いて対応する。

第6章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

第1 広域化後の消防の体制の整備

市町の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することが出来るよう、広域化後の消防においては一元的な部隊運用、出動態勢、事務処理等が行われることが、特に重要である。したがって、本部機能、指令業務及び職員の身分の一元化が必要と考える。

また、消防の広域化に伴い、管轄する面積が広大となるので、消防本部と消防署間の連絡調整、複数の消防署にわたる災害防御活動の指揮及び統制や管理、指導の円滑かつ適正な執行を確保するため、地域の拠点に総務機能を持つ「中核消防署」（仮称）の配置や、住民サービスを低下させないため、積極的に許認可事務など一定の窓口業務を消防署長に権限委譲することが有効であると考えられる。



第2 構成市町等の関係

市町の消防の広域化は、事務組合、広域連合又は事務委託により行われることになるが、それぞれの特徴を十分認識した上で、構成市町又は受託市町若しくは委託市町（以下「構成市町等」という。）との意思疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を、構成市町等の協議により選択することが必要である。

第3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であり、次の事項等について、構成市町等の間において十分協議の上、事前に決定しておくことが必要である。

- ① 経常的経費、投資的経費の構成市町等ごとの負担金の額又は負担割

合等

- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- ③ 消防力の整備計画及び部隊運用、庁舎及び指令管制等に関する計画
- ④ 構成市町等との連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町等との迅速な意見調整を可能とするための仕組み
- ⑤ 消防本部の運営に関し、住民の意見を反映できる方法
- ⑥ 消防本部の位置及び名称
- ⑦ 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- ⑧ 災害時に構成市町等の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう相互連絡、情報共有等に関する計画

第4 広域化後の消防の体制の円滑な運営等

消防本部の体制整備については、構成市町等の数も多い上、都市部、山間部あるいは周辺部の住民ニーズも違うため、適切な住民意見の反映が不安の解消につながると思われる。構成市町等との迅速かつ円滑な意見調整を図り、適切な消防本部の管理、運営を行っていくため、広域市町圏（又は準じた圏域）単位の「消防運営委員会」（仮称）等の仕組みの構築も有効である。

また、現場の消防職員にも情報を開示し、意見が反映できるよう十分配慮する必要がある。

第7章 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

第1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、法に基づき推進する自主的な市町の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、一市町に一団を置くこととなる。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部(消防署)と消防団との密接な連携確保を図る必要があり、具体的には、次の方策等が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 各消防団合同又は常備消防を含めた訓練の実施
- ③ 構成市町等の消防団と当該構成市町等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

第2 市町防災担当部局との連携の確保

市町の防災や国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整することが必要である。このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があり、具体的には次の方策等が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町等と当該構成市町等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

